

札幌秀友会病院 施設基準

厚生労働大臣の定める揭示事項

令和6年10月1日現在、当病院は次の『施設基準』に適合している旨、北海道厚生局へ届出を行っています。

『施設基準』とは、医療法で定める医療機関及び医師・看護師配置等の基準の他に、健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制等の基準を定めることにより、病院の安全やサービス等を評価したものです。

(1)基本診療料の施設基準(医科)

- 急性期一般入院基本料 4(29 床)「重症度、医療、看護必要度(Ⅱ)を満たす患者が 15%以上」看護配置 10:1
25 対 1 急性期看護補助体制加算(看護補助者 5 割以上) 看護補助体制充実加算 1
- 夜間 30 対 1 急性期看護補助体制加算 夜間看護体制加算
- 地域包括医療病棟入院料(48 床)看護配置 10:1
25 対 1 看護補助体制加算(看護補助者 5 割以上) 看護補助体制充実加算 1
- 夜間 30 対 1 夜間看護補助体制加算 夜間看護体制加算
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料(3 床)3:1
- 認知症ケア加算 2
- 機能強化加算
- 救急医療加算
- 診療録管理体制加算 3
- 医師事務作業補助体制加算 1(25:1)
- 医療安全対策加算 1
- 感染対策向上加算 2 連携強化加算 サーベイランス強化加算
- 病棟薬剤業務実施加算 1
「専任薬剤師(1 病棟・2 病棟→保志 敦・松田 裕・宇治 茉美、3 病棟→保志 敦・鵜形 貴陽実)」
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- データ提出加算 2 提出データ評価加算
- 回復期リハビリテーション病棟 1(60 床)看護配置 13:1
- 入退院支援加算 1(担当者は最終頁) 入院時支援加算 総合機能評価加算
- せん妄ハイリスク患者加算
- 後発品医薬品使用体制加算 1(後発品置換率 90%以上)
- 看護職員処遇改善評価料 35
- 医療 DX 推進体制整備加算・医療情報取得加算
- 超急性期脳卒中加算

(2)特掲診療料の施設基準(医科)

- 夜間休日救急搬送医学管理料 救急搬送看護体制加算 2
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料 1
- 在宅療養支援病院(1)「第 14 の 2」の 1 の(2)に規定する
- 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療科
- 検体検査管理加算(Ⅱ)
- 神経学的検査(
- CT 撮影及び MRI 撮影
- 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)(初期加算含む。)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)(初期加算含む。)
- 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(初期加算含む。)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(初期加算含む。)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)(初期加算含む。)
- 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(初期加算含む。)
- 二次性骨折予防継続管理料(2)・(3)
- 検査・画像情報提供加算
- 脳刺激装置埋込術(頭蓋内電極埋込術を含む。)及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置埋込術及び脊髄刺激装置交換術
- 療養・就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算
- 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6(歯科点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む。)に掲げる手術
- 経皮的冠動脈ステント留置術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 大動脈バルーンパンピング法(IABP 法)
- 経皮的冠動脈形成術
- 胃瘻増設術(経皮的内視鏡下胃瘻増設術、腹腔鏡下胃瘻増設術を含む。)
- 胃瘻増設時嚥下機能評価加算
- 輸血管理料Ⅱ 輸血適正使用加算
- 硬膜外自家血注入
- 遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料)
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 入院ベースアップ評価料 49

(1)基本診療料の施設基準(歯科)

- 初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算 1
- 歯科外来診療感染対策加算 1
- 医療 DX 推進体制整備加算・医療情報取得加算

(2)特掲診療料の施設基準(歯科)

- 歯科治療時医学管理料
- CAD/CAM 冠
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 有床義歯咀嚼機能検査 1 の口及び咀嚼能力検査
- 有床義歯咀嚼機能検査 2 の口及び咬合圧検査
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)